

～凍結精子の保存延長・廃棄について～

手続きに関して

1年毎に手続きが必要です。

- ・保存延長希望→凍結保存精子保存延長同意書を提出とお支払い
- ・廃棄希望 →凍結保存精子廃棄同意書を提出

手続き期間：

凍結保存期限日までに手続き

※保存期限を1カ月以上過ぎても提出がない場合は、保存更新の意思がなく保存精子の所有権を放棄したものとみなし、保存精子の処分権は当院に帰属し、廃棄します。その後、異議申し立ては一切受け付けません。

※複数回分の凍結精子が残っている場合は、初回凍結日を凍結保存期限日とします。

※同意書は必要事項が全て記入されていることを確認の上、提出してください。

申請書の入手方法

当院ホームページより

「凍結胚精子関連書類」→「凍結精子について」→必要な同意書をダウンロードして印刷

保存延長のお手続き方法 持参されるか郵送かになります

保存延長の場合の1年間の凍結精子保存維持管理料：16,500円（※2022年4月1日～料金改定を行いました。）

◎当院受付にて手続きされる方

- 記入済みの「凍結保存精子保存延長同意書」
- 精子凍結年間保存維持料1年分（16,500円）
- 診察券

をお持ちの上、
診察時間内にお越しいただき、受付してください。

◎郵送にて手続きされる方

下記の口座へ精子凍結年間保存維持料1年分（16,500円）を入金後、

- 記入済みの「凍結保存精子保存延長同意書」
- 110円切手を貼った返信用封筒（申請書のコピーと領収書を郵送するため）
- 振込の際の振込用紙・明細票などの原本またはコピー

※確認の上、後日当院より返信用封筒にて申請書のコピーと領収書を郵送します。

※必要書類の足りない場合は手続きを行うことができません。

※振込みに関する手数料は別途患者様負担となります。

※振込用紙・明細票に関して、インターネットバンキングで振り込んでいただいた方は、

スクリーンショットの印刷など振り込んでいただいたことが分かるものを同封してください。

を全て当院まで郵送
してください。
封筒の表面に
「申請書在中」と記載
してください。

振込先 銀行名：中国銀行 福山南支店（店番号：323）

口座番号：普通 1690408

口座名義：イリョウホウジン ユウソウカイ リジチョウ ヨシダ ソウイチ

廃棄のお手続き方法

持参されるか郵送かになります

凍結保存精子廃棄同意書の提出が必ず必要です。

※全ての凍結日を記入してください。

※保存期限日過ぎますと料金いただきます。

◎当院受付に提出

記入済みの「凍結保存精子廃棄同意書」をお持ちの上、診察時間内に当院にお越しいただき、受付してください。

◎郵送で提出

記入済みの「凍結保存精子廃棄同意書」

110円切手を貼った返信用封筒（同意書のコピーを郵送するため）

を併せて封筒に入れ、封筒表面に「申請書在中」と記載して当院まで郵送してください。

※返信用封筒が入っていない場合、同意書のコピーの郵送不要の意向とみなし、コピーは郵送いたしません。

※廃棄をご希望でも必ず保存期限内に申請書をご提出ください。

※廃棄同意書提出された時点で、廃棄します。

※廃棄施行の連絡は基本いたしません。

何かご不明な点等ございましたら当院までご連絡ください。

お電話受付時間：9-11時あるいは15-16時の診察日